

## いじめ重大事態の発生と対応について

### 1 重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・いじめの重大事態の定義（事例）【別紙】

### 2 いじめ防止対策推進法に定める組織

設置者	名 称	組 織 に つ い て
地方公共 団体	いじめ問題対策連 絡協議会	いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図 る。 <碧南市青少年問題協議会>
	教育委員会の附属 機関	地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの 防止等のための対策が実効的に行われるように協議す る。 <碧南市いじめ問題専門委員会>
学校	いじめ防止等の対 策のための組織	学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行 うため、複数の教職員、専門的な知識を有する者その他の 関係者により構成される。
重大事態 発生時	学校または学校の 設置者の置く調査 組織	教育委員会の附属機関として重大事態にかかる調査を行 う。 <碧南市いじめ問題専門委員会>
	首長の附属機関	首長が重大事態に対して教育委員会や学校が行った調査 の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対 処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため 必要があると認めるとき、首長の附属機関として調査を 行う。 <碧南市いじめ問題再調査委員会>

### 3 いじめの重大事態の対処について

文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って行う。（以下、抜粋）

#### （1）被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

##### ①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とす

るものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や同種の事態発生防止を図るものであることを説明する。

②調査主体（組織の構成・人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明する。

③調査時期・期間（スケジュール・定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるかについて、目途を示す。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、あらかじめ被害児童生徒・保護者に対して説明する。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応など）・調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職委員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）をどのような対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明をする。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明する。説明した際に、被害児童生徒保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行う。

被害児童生徒、保護者に対して、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておく。

被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明する。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングしなおすなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、あらかじめ説明する。

調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明する。

加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、あらかじめ、被害児童生徒・保護者の同意を得ておく。

※①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行う。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。

## (2) 調査の実施

### 【いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合】

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）に沿って行う。  
※別紙資料

### 【自殺又は、自殺未遂以外の重大事態の場合】

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査
- ③聞き取り調査
- ④情報の整理
- ⑤再発防止策の検討
- ⑥報告書のとりまとめ

### 【不登校重大事態である場合】

「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行う。

※別紙資料

### <以下、調査にかかわる留意点>

- ・被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
  - ・加害児童生徒からも調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。
  - ・アンケートについては、学校の設置者または学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明したうえで実施する。
  - ・時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じる恐れがあることから、可能な限り速やかに実施するように努める。
  - ・アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。
  - ・記録の保存に関しては、地方公共団体の文書管理規則等に基づいて保存する。記録については、第三者委員会が実施した調査の記録（※）のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。
- ※学校が実施している生活アンケート、個人面談の記録、いじめの通報、相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った記録など。教職員の手書きのメモの形式であっても公文書に該当する可能性があることに留意する。
- ・記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行う。個々の記録の保存について、

被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

- ・調査実施中の経過報告は、調査中であることを理由に被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。
- ・分析においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校がいじめ防止プログラムや早期発見、事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて行う。

### (3) 調査結果の説明・公表

調査結果を公表するか否かは、事案の内容は重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。特段の支障がなければ公表することが望ましい。

公表する場合、公表の方針についての説明を学校の設置者及び学校は被害児童生徒・保護者に対して行う。公表の仕方、及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。

調査組織の構成員の氏名についても特段の支障がない限り公表することが望ましい。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り事前に調査結果を報告する。報道機関等の外部に公表しない場合であっても再発防止に向けて重大事態の調査結果についてほかの児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供は、学校の設置者及び学校は被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って行う。

## 4 学校におけるいじめ防止のための取り組み

- ・校内研修や職員会議で周知をはかる。
- ・学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実、児童生徒の社会性を育む活動の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者・加害者および周囲の児童生徒に大きな傷を残す決して許されないものであることや、刑事罰や損害賠償の対象になり得ることも示しながら、人権を守る大切さを学ぶ取り組みを行う。
- ・いじめの報告や相談があった場合には、速やかに他の業務に優先して対応する。
- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による「状況の見立て」が可能になる。
- ・被害児童生徒のケアを充分に行う。いじめが解消したと思われる場合においても、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な支援を行う。

## いじめの重大事態として扱われた事例

(文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより H29.3)

### ①児童生徒が自殺を企図した場合

軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

### ②心身に重大な被害を負った場合

リストカットなどの自傷行為を行った。

暴行を受け、骨折した。

殴られて歯が折れた。

カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

心的外傷後ストレス障害と診断された。

嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

### ③金品等に重大な被害を被った場合

複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した

スマートフォンを水に浸され壊された。

### ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

# 碧南市いじめ防止基本方針

令和4年4月

碧南市

## 目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止に関する基本的な考え	2
第2章 関係者の責務	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめに対する措置	3
第3章 市としての取組	4
1 関係機関の連携および調査機関の設置	4
※ 「重大事態」(法第28条第1項)とは	5
2 教員の資質の向上	5
3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	5
4 広報・啓発活動	5
第4章 学校としての取組	6
第5章 重大事態の対処	6
1 教育委員会及び学校の対応	6
2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置	7
【いじめ問題への組織的な体制】	8
資料 いじめ防止対策推進法	9

はじめに

平成27年4月1日より施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第76号。)により開催した総合教育会議において、いじめ防止等についての議論がされ、いじめ防止等の取組の重要性が再認識されました。

そこで、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条1項の規定に基づき、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、市内の小中学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「碧南市いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定いたしました。

この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等に一層努めてまいります。

## 第1章 いじめの防止に関する基本的な考え

碧南市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」にあたる「いじめ・不登校対策委員会」等を活用し、組織的に判断することが求められます。

本市では、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取組を積極的に展開していきます。そして、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくり、まちづくりに努めます。

## 第2章 関係者の責務

子どものいじめ防止等に関する各関係者が、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

### 1 いじめの未然防止

- (1) 教育委員会は、児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを支援します。
- (2) 学校は、児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- (3) 学校は、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに

に、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。

- (4) 学校は、情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- (5) 保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有することを自覚し、いじめを行うことのないよう、規範意識を育むように努めます。
- (6) 保護者は、家庭におけるネットモラルの指導とルール作りを行い、子どもがいじめの加害者や被害者にならないように努めます。
- (7) 地域は、児童生徒を温かく見守り、積極的な声かけを行ったり、地域行事や文化・スポーツ活動において、規範意識や思いやりの心を育てたりして、いじめを生まないまちづくりに努めます。

## 2 いじめの早期発見

- (1) 教育委員会は、学校が進めている教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくり、またいじめ等について相談しやすい体制づくりを支援します。
- (2) 教育委員会は、市教育相談室に臨床心理士や教育相談員を配置し、児童生徒及び保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。また、いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介するなど、児童生徒が相談しやすい環境を整え、外部機関と連携を図ります。
- (3) 学校は、いじめアンケートや教育相談を定期的の実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- (4) 保護者は、子どもの日頃の生活やインターネット等の利用について注意深く見守り、必要によって学校と連絡を取り合いながら、子どもの変化を見逃さないように努めます。
- (5) 地域は、児童生徒の登下校や地域での様子を注意深く見守ります。

## 3 いじめに対する措置

- (1) 教育委員会は、学校のいじめの対応や問題解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるように支援します。

- (2) 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」等と連携をし、組織的に対応します。
- (3) 学校は、教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得るとともに、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関と連携して対応します。
- (4) 保護者は、いじめが疑われるときには、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等に相談し、連携して対応します。
- (5) 保護者は、いじめに気付いたら、その場で「いじめは許されない行為であること」を教え、家庭内だけの問題とせず、学校や関係機関等に連絡し、連携して対応します。
- (6) 地域は、いじめを発見したら、その場で「いじめは許されない行為であること」を教え、保護者や学校に連絡し、連携して対応します。
- (7) 地域は、いじめの疑いがある場合は、速やかに保護者や学校に連絡し、連携して対応します。

### 第3章 市としての取組

#### 1 関係機関の連携および調査機関の設置

##### (1) 碧南市青少年問題協議会

ア 「碧南市青少年問題協議会」を、法第14条第1項におけるいじめの防止に係る機関及び団体の連携を図るための組織とします。

イ 構成員は、教育委員会、学校、保護者をはじめとし、青少年の健全育成に係る警察署、児童相談センター、主任児童委員、人権擁護委員等とします。

ウ 碧南市青少年問題協議会は、いじめの防止等に関する取組が、この基本方針に基づき、実効的に行われているかを検証し、今後の取組や施策の充実を図れるよう協議します。

##### (2) 碧南市いじめ問題専門委員会の設置

ア 法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策が実

効的に行われるよう、教育委員会に法律の専門家、医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による「碧南市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置します。

イ 教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合、専門委員会により調査を行うこととします。

※「重大事態」（法第28条第1項）とは

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき</li><li>二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</li></ul> |
|--|

## 2 教職員の資質の向上

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

## 3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

## 4 広報・啓発活動

児童生徒、保護者及び教職員、さらに地域に向けて、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

## 第4章 学校としての取組

各学校は、いじめほどの児童生徒にも、どの学校でも起こりえる問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、学校いじめ防止基本方針に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と綿密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、児童生徒がいじめをしないよう、学校の教育活動を通じ、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒と関係者が一体となっていじめの撲滅に努めます。

## 第5章 重大事態の対処

### 1 教育委員会及び学校の対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告します。
- (2) 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事態の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- (3) 学校は、校内に設置している、いじめ・不登校対策委員会を母体として、生徒指導部会等が協力し、調査や対応を行います。
- (4) 教育委員会は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応について指導・助言をします。
- (5) 教育委員会は、学校だけでは調査・確認が困難であると判断した場合は、専門委員会に調査を依頼します。

なお、この調査は、事実関係を明らかにするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、教育委員会及び学校が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

- (6) 教育委員会又は学校は、調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受け

た児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。また、調査の結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。

## 2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

(1) 市長は、重大事態に対して教育委員会や学校が行った調査の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による、「碧南市いじめ問題再調査委員会」を設置して、調査結果についての再調査（以下「再調査」という。）を行うこととします。

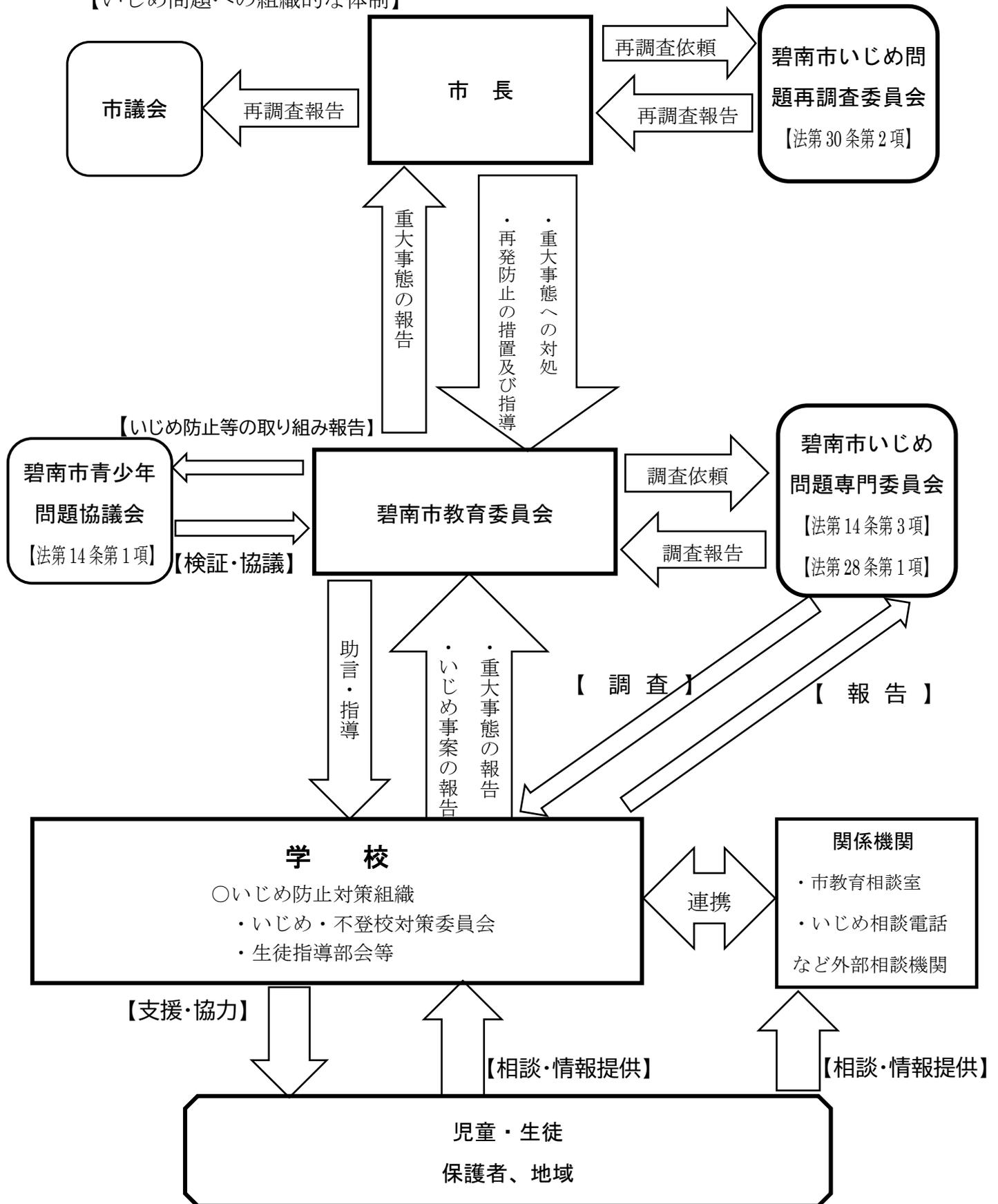
(2) 碧南市いじめ問題再調査委員会の委員は、市長が、専門的な知識及び経験を有する第三者から任命します。（専門委員会委員を除く。）

委員は、調査の公平性及び中立性を図るため、法律の専門家、医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係のない者とします。

(3) 市長は、再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、その結果を議会に報告します。

(4) 市長及び教育委員会は、再調査を行った場合、その結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

【いじめ問題への組織的な体制】



## いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

## 目次

第一章 総則（第一条—第十条）
第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

#### (いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

#### (国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速これに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### (財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### （関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適宜に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を努めるものとする。

#### （いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適宜に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に当たるものの確保、いじめへの対応に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

#### （インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送られる情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備を努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

#### （いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット

を通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 第四章 いじめの防止等に関する措置

#### (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### (いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが生じることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### (校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍している場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第五章 重大事態への対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対応し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に付属して設置される学校に係る対応)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に付属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に付属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止の

ために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項の規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### （公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条の規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### （私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和三十四年法律第二百七十号）第三条の規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条の規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項の規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項の規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項で規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会が市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言及び援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条で規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

## 理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。